

## ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次障害者計画の概要（案）

### 1 計画の概要

- 1 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 2 計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年
- 3 位置付け：障害者基本法に基づき策定する、障害者施策の基本的方向性を示す。

種別	内容	根拠法	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
障害者計画	○施策の基本的方向性 ・基本理念、基本目標	障害者基本法	第4次			第5次				
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 ・数値目標、サービス必要見込量	障害者総合支援法	第5期		第6期					
障害児福祉計画		児童福祉法	第1期		第2期					

### 2 最重点施策

- <重点①>法改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進  
これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、県条例の改正とともに、県民会議と連携し、更なる周知啓発や取組を促進する。
- <重点②>親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり  
親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化する。
- <重点③>新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実  
ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、情報を入手しやすい環境を目指し、障害分野でのICT活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を推進する。

### 3 計画改定のポイント

